明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**六三）　二

〔告　示〕
○高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**九三）　二
○棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件（**総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境**二）　二
○シリア・アラブ共和国におけるアレッポ県、ホムス県及びハマ県の長期化した危機及び地震の影響を受けた地域における人道上の早期復旧のための保護及び生計支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（**外務**四一七）　二
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（**同**四一八）　二
○灌漑用水路の運用及び維持のための機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（**同**四一九）　二
○ホンジュラス共和国における中東部の山村地域における災害に対して強靭な食料生産インフラ整備計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**四二〇）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件（**経済産業**二〇六）　三
○豊川水系における水資源開発基本計画の全部を変更した件（**国土交通**一三七〇）　六
○利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件（**同**一三七一）　六
○木曽川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件（**同**一三七二）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一三七三～一三七五、一三七七）　七
○直轄砂防工事を施行する件（**同**一三七六）　八
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**三〇五～三〇九）　八
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**三一〇）　八
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**三一一）　八
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**三一二）　八
○道路に関する件
（**四国地方整備局**七一）　八
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**山口県公安委**四五）　九
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**福岡県公安委**三〇八）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕
内閣府　九

〔官庁報告〕
官庁事項
江の川水系河川整備計画【大臣管理区間】の変更について（中国地方整備局）　九
産　業
標準仕様書（ＴＳ）の公表について（厚生労働省・経済産業省）　一〇
日本産業規格（同）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
国営土地改良事業の工事完了、基本測量関係事項関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二六

省　令

○農林水産省令第六十三号

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定に基づき、経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

農林水産大臣　江藤　拓

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成十七年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（関税割当数量） **第五条**　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は八千四百トンとする。	（関税割当数量） **第五条**　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は八千トンとする。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。